



J T S U



「住宅災害給付」を新設！

日本輸送サービス労働組合連合会共済(JTSU)共済は、組合員および家族の生活の共済を目的として、JTSUに加盟する仲間が加入し、お互いを助け合う制度として、労働組合の原点ともいえる取り組みを行っています。

6月15日に開催された第8回定期大会において、「地震・豪雨・落雷・台風等の自然災害に起因する住宅災害に対しての給付」について議論を行い、承認されました。

～住宅災害給付の対象となる住宅の事由(条件)と範囲は以下の通りです～

(1)共済契約者の住宅等が次の事由により自然災害に限定した損害が発生したときに申請します。

- ①自然災害が発生し、住宅家屋等への被害の修理費が合計 40,000 円を超えたとき
- ②自然災害が発生し、住宅家屋が床上浸水したとき
- ③自然災害により住宅家屋が半壊・半焼したとき
- ④自然災害により住宅家屋が全壊・半焼したとき

(2)住宅災害給付の対象となる住宅の範囲は次の通りです。

- ①共済契約者の所有する住宅
- ②共済契約者の親の所有する住宅
- ③共済契約者の配偶者(内縁者を含む)の親の所有する住宅
- ④親の範囲は共済契約者の実父母、養父母、および配偶者の実父母、養父母とし、給付対象は3か所を限度とする



給付事由の区分や給付額等の詳細については、

各単組の共済担当者、またはJTSU共済会までお問い合わせください！